

福岡県公報

令和八年三月二十四日
第六百八十号
増刊
①

目次

規則 (第四号―第六号)

○福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (福祉総務課) ……………一

○福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) ……………二五

○福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) ……………二六

○障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令 (障がい福祉課) ……………二六

再掲

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二七

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二七

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………二七

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三三

規則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第三号から様式第五号までを次のように改める。

様式第3号その1 (第6条)

| | | |
|-----|---|---|
| 保 管 | 第 | 号 |
|-----|---|---|

公 用 令 書

住 所

(所在地)

氏

名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

福岡県知事 氏

名印

記

| 物 資 の 種 類 | 数 量 | 所 在 の 場 所 | 期 間 |
|-----------|-----|-----------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第3号その2 (第6条)

| | | |
|-----|---|---|
| 保 管 | 第 | 号 |
|-----|---|---|

受 領 書

年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所
(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

- 1 公用令書 (物資の保管)

様式第3号の2その1（第6条）

| | |
|-----|-----|
| 収 用 | 第 号 |
|-----|-----|

公 用 令 書

住 所

(所在地)

氏

名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

年 月 日

福岡県知事 氏

名印

記

| 物 資 の 種 類 | 数 量 | 所 在 の 場 所 | 引 渡 時 期 |
|-----------|-----|-----------|---------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第3号の2その2 (第6条)

| | | |
|-----|---|---|
| 収 用 | 第 | 号 |
|-----|---|---|

受 領 書

年 月 日

福岡県知事 氏 名 殿

住 所
(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

- 1 公用令書 (物資を収用)

様式第3号の3その1 (第6条)

| | |
|-----|-----|
| 管 理 | 第 号 |
|-----|-----|

公 用 令 書
 住 所
 (所在地)

氏 名
 (法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

年 月 日

福岡県知事 氏 名印

記

| 施 設 の 名 称 | 種 類 | 所 在 の 場 所 | 管 理 の 範 囲 | 期 間 |
|-----------|-----|-----------|-----------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

様式第3号の3その2 (第6条)

| | | |
|-----|---|---|
| 管 理 | 第 | 号 |
|-----|---|---|

受 領 書

年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所
(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

- 1 公用令書 (施設を管理)

様式第3号の4その1 (第6条)

| | |
|---------------|-----|
| 使用 (土地・家屋・物資) | 第 号 |
|---------------|-----|

公 用 令 書
住 所
(所在地)

氏 名
(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

年 月 日

福岡県知事 氏 名印

記

| 区 分 | 種 類 | 数 量 | 所 在 の 場 所 | 範 囲 | 期 間 | 引 渡 時 期 |
|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|---------|
| 土 地 | | | | | | |
| 家 屋 | | | | | | |
| 物 資 | | | | | | |

様式第3号の4その2（第6条）

| | | |
|--------------|---|---|
| 使用（土地・家屋・物資） | 第 | 号 |
|--------------|---|---|

受 領 書

年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所
(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

- 1 公用令書（土地、家屋、物資を使用）
注 不用の文字は抹消すること。

様式第4号その1 (第6条)

| | |
|-----------------|--------------|
| 公用変更令書 発付番号 | 第 号 |
| 公用令書 発付番号年月日 | 第 号 年 月 日 |

公 用 変 更 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく 公用令書を下記のとおり変更したので同法施行
規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

年 月 日

福岡県知事 氏 名印

記

| 物資の種類 | 数 量 | 所 在 の 場 所 | 期 間 |
|-------|-----|-----------|-----|
| | | | |
| | | | |

(収用、受理、使用の場合は、それぞれの公用令書の記に記載欄を設けること。)

様式第4号その2 (第6条)

| | |
|-------------|--------------|
| 公用変更令書発付番号 | 第 号 |
| 公用令書発付番号年月日 | 第 号 年 月 日 |

受 領 書

年 月 日

福岡県知事 氏 名殿

住 所
(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

- 1 公用変更令書 (保管、収用、管理又は使用の変更)

注 不用の文字は抹消すること。

様式第5号その1 (第6条)

| | |
|-------------|--------------|
| 公用取消令書発付番号 | 第 号 |
| 公用令書発付番号年月日 | 第 号 年 月 日 |

公 用 取 消 令 書

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく
5項の規定により、これを交付する。

を必要としなくなったので同法施行規則第1条第

年 月 日

福岡県知事 氏

名印

様式第5号その2 (第6条)

| | |
|-------------|--------------|
| 公用取消令書発付番号 | 第 号 |
| 公用令書発付番号年月日 | 第 号 年 月 日 |

受 領 書

年 月 日

福岡県知事 氏 名 殿

住 所
(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

- 1 公用取消令書 (保管、収用、管理又は使用の取消)

注 不用の文字は抹消すること。

様式第七号及び様式第八号中「~~囃~~」を削る。
様式第九号及び様式第十号を次のように改める。

様式第9号その1 (第10条)

| | | |
|----------|---|---|
| 公用令書発付番号 | 第 | 号 |
|----------|---|---|

公 用 令 書

住 所

職 業 氏

名

生年月日

(法人その他の団体については、その名称、
事業の種類及び主たる事務所の所在地)

上記の者、災害救助法第7条の規定に基づき、下記のとおり従事を命ずる。

年 月 日

福岡県知事 氏

名印

記

| | |
|-------------|-----------------------|
| 従事すべき救助業務 | |
| 従事すべき場所 | |
| 従事すべき期間 | 年 月 日から 日間 年 月 日まで |
| 出頭すべき日時及び場所 | |

(法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を記載すること。)

様式第9号その2（第10条）

表 面

| | |
|----------|-----|
| 公用令書発行番号 | 第 号 |
|----------|-----|

受 領

書

年 月 日 午 前 後 時 分

福岡県知事 氏 名 殿

住 所

(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

- 1 公用令書

裏 面

従事令書の交付を受けた者の心得

- 1 従事令書の交付を受けた者は、この令書を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。
- 2 従事令書の交付を受けた者が、傷病、疾病等により指定の日時に出頭し難い場合には、医師の診断書(やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書)を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 3 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合にはその市町村長、警察官、船長、又は駅長の証明書を添えこの令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 4 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出頭することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求することができる。ただし、出頭すべき場所が居住地の市町村であるときは、この限りではない。
- 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により6ヶ月以下の拘禁刑、又は300,000円以下の罰金に処せられる。

様式第10号その1 (第10条)

| | |
|-------------------|--------------|
| 公用取消令書番号 | 第 号 |
| 公用令書発付番号 年 月 日 | 第 号 年 月 日 |

公 用 取 消 令 書

住 所

(所在地)

職 業 氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第7条の規定に基づく公用令書は、その必要がなくなつたので同法施行規則第4条の規定により、これを交付する。

年 月 日

福岡県知事 氏

名印

様式第10号その2 (第10条)

| | |
|-------------------|--------------|
| 公用取消令書番号 | 第 号 |
| 公用令書発行番号 年 月 日 | 第 号 年 月 日 |

受 領 書

年 月 日 午 前 後 時 分

福岡県知事 氏 名 殿

住 所
(所在地)

氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

下記のとおり受領した。

記

- 1 公用取消令書 (従事命令)

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号その1 (第11条)

| | | |
|----------|---|---|
| 協力令書発付番号 | 第 | 号 |
|----------|---|---|

協 力 令 書

住 所
(所在地)

職 業

氏 名
生年月日

上記の者災害救助法第8条の規定に基づき、下記のとおり協力を命ずる。

年 月 日

福岡県知事又は
保健福祉(環境)事務所長 氏 名印

記

| | |
|------------------|--|
| 協力すべき救助業務 | |
| 協力すべき場所 | |
| 協力すべき期間 | |
| 出頭すべき日時及び 場 所 | |

様式第12号その2（第11条）

| | | |
|----------|---|---|
| 協力令書発付番号 | 第 | 号 |
|----------|---|---|

受 領 書

年 月 日

福岡県知事
保健福祉（環境）事務所長 氏 名殿

住 所

(所在地)

職 業

氏 名

下記のとおり受領した。

記

- 1 協力令書

様式第十四号及び様式第十八号中「(囀吟)(ハハハハハハ)」を削る。
様式第二十二号を次のように改める。

様式第22号（第21条）

救助業務に要した経費算出内訳

(災害名)

| 種 目 別 区 分 | 実 支 出 額 | | | 算定基準による算定額 | | | 備 考 |
|---|--|---------------------|-----|------------|-----|-----|-----|
| | 員 数 | 単 価 | 金 額 | 員 数 | 単 価 | 金 額 | |
| I 救 助 業 務 に 要 し た 経 費 | | | | | | | |
| 1 救 助 | | | | | | | |
| (1) | おそれ段階 における避難 所設置費 | 避難所 | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| | | 福祉避難所 | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| | | ホテル・旅館等 | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| | | その他() | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| | | 計 | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| (2) | 避難所設置 費 | 避難所 | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| | | 福祉避難所 | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| | | ホテル・旅館等 | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| | | その他() | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| | | 計 | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| (3) | 応急仮設住 宅設置費 | 建設型応急住宅 | | 戸 | | 戸 | |
| | | 賃貸型応急住宅 | | 戸 | | 戸 | |
| | | 応急修理期間中の 仮設住宅の使用 | | 戸 | | 戸 | |
| | | 計 | | 戸 | | 戸 | |
| (4) | 炊出しその他による食品の給与費 | 延 | 人 | 延 | 人 | | |
| (5) | 飲料水供給費 | 延 | 人 | 延 | 人 | | |
| (6) | 被服、寝具 その他生活 必需品の給 (貸)与費 | 全壊(焼)流出 | | 世帯 | | 世帯 | |
| | | 半壊(焼)・床上浸水 | | 世帯 | | 世帯 | |
| | | 計 | | 世帯 | | 世帯 | |
| (7) | 医療及び助 産費 | 医療 | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| | | 助産 | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| | | 計 | 延 | 人 | 延 | 人 | |
| (8) | 被災者の救出費 | | 人 | | 人 | | |
| (9) | 福祉サービスの提供費 | 延 | 人 | 延 | 人 | | |
| (10) | 住宅の被害拡大を防止する 緊急措置費 (ブルーシート 展開費) | 自力又はボランティアによる 工 | | 世帯 | | 世帯 | |
| | | 建設団体企業等による施工 | | 世帯 | | 世帯 | |
| | | 計 | | 世帯 | | 世帯 | |
| (11) | 日常生活に必要な部分の修 理費(住宅の 応急修理費) | 半壊(焼)以上 | | 世帯 | | 世帯 | |
| | | 準半壊 | | 世帯 | | 世帯 | |
| | | 計 | | 世帯 | | 世帯 | |
| (12) | 生業に必要な資金の貸与費 | | 世帯 | | 世帯 | | |
| (13) | 学用品の 給与費 | 小学校児童 | | 人 | | 人 | |
| | | 教科書 | | 人 | | 人 | |
| | | 文房具等 | | 人 | | 人 | |
| | | 中学校生徒 | | 人 | | 人 | |
| | | 文房具等 | | 人 | | 人 | |
| | | 計 | | 人 | | 人 | |
| (14) | 埋葬費 | 大 | | 人 | | 人 | |
| | | 小 | | 人 | | 人 | |
| | | 計 | | 人 | | 人 | |
| (15) | 死体の捜索費 | | 体 | | 体 | | |
| (16) | 死体の 処理費 | 洗浄、縫合、消毒等 | | 体 | | 体 | |
| | | 一時保存 | | 体 | | 体 | |
| | | 検案 | | 体 | | 体 | |
| | | 計 | | 体 | | 体 | |
| (17) | 障害物の除去費 | | 世帯 | | 世帯 | | |
| (18) | おそれ段階における輸送費 | | 世帯 | | 世帯 | | |
| (19) | 輸送費 | | 世帯 | | 世帯 | | |
| (20) | おそれ段階における 賃金職員等雇上費 | | 人 | | 人 | | |
| (21) | 賃金職員等雇上費 | | 人 | | 人 | | |
| 2 | 実費弁償費 | | 人 | | 人 | | |
| 3 | 扶助金 | | 件 | | 件 | | |
| 4 | 損失補償 | | 件 | | 件 | | |
| 5 | 法第19条の補償 | | 件 | | 件 | | |
| II 救 助 事 務 に 要 し た 経 費 | | | | | | | |
| 1 救 助 事 務 に 要 し た 経 費 | | | | | | | |
| 2 法第20条第1項の求償に係る事務費 | | | | | | | |
| III 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー の 設 置 ・ 運 営 に 係 る 委 託 費 | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | |

(注) 1 本表には、事項別明細書を添付すること。ただし、該当のない項目については省略することができる。
2 「備考」欄には、救助の実施につき特別基準を設定した場合は、その概要を記入すること。
3 「算定基準による算定額」欄の金額は、常に「実支出額」欄の金額以下の金額となるものであること。
4 救助の程度、方法及び期間について特別基準が認められた場合は、当該特別基準内容が「算定基準による算定額」となるものであること。
5 福祉避難所の設置については、法第2条第2項に基づき、福祉避難所を設置した場合を除き、福祉サービスの提供費に計上すること。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第五号

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行

細則の一部を改正する規則

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十九年福岡県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

第二条及び第三条 削除

（指定障がい福祉サービス事業者等の廃止、休止又は再開の届出）

第四条 法第四十六条第一項及び第二項並びに第五十一条の二十五第一項及び第二項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出は、廃止・休止・再開届出書（様式第四号）によるものとする。

様式目次中

「様式第一号 指定障がい福祉サービス事業所」 第二条

指定障がい者支援施設・指定一般

相談支援事業所指定（更新）申請

書

付表一 居宅介護・重度訪問介護・同行援 第二条

護・行動援護事業所の指定に係る

記載事項

付表二 療養介護事業所の指定に係る記載 第二条

事項

付表三 生活介護事業所の指定に係る記載 第二条

事項
短期入所事業所の指定に係る記載 第二条

事項

付表四 重度障がい者等包括支援事業所の指定に係る記載事項 第二条

指定に係る記載事項

付表五 自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所の指定に係る記載事項 第二条

事業所の指定に係る記載事項

付表六 就労移行支援事業所の指定に係る記載事項 第二条

記載事項

付表七 就労継続支援事業所の指定に係る記載事項 第二条

記載事項

付表八 就労定着支援事業所の指定に係る記載事項 第二条

記載事項

付表九 自立生活援助事業所の指定に係る記載事項 第二条

記載事項

付表十 共同生活援助事業所の指定に係る記載事項 第二条

記載事項

付表十一 障がい者支援施設の指定に係る記載事項 第二条

記載事項

付表十二 指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項 第二条

指定一般相談支援事業所の指定に係る記載事項

付表十三 特定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設変更指定申請書 第三条

特定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設変更指定申請書

付表十四 指定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業所変更届出書 第四条

指定障がい福祉サービス事業所・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業所変更届出書

付表十五 廃止・休止・再開届出書 第四条

廃止・休止・再開届出書

付表十六 様式第四号 第二項

「様式第一号から様式第三号まで」を削除

様式第四号 廃止・休止・再開届出書 第四条」

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第一号から様式第三号まで 削除

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第六号

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成十四年福岡県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「以下」を「以下」に改め、同条第三項中「屋外広告物申請書」を「屋外広告物許可申請書」に改める。

様式第一号（第一紙）の注5を削り、同様式（第二紙）中「印」を削る。

様式第一号別添様式の注を次のように改める。

注 工事完了後の広告物又は掲出物件の写真を添付してください。

様式第二号の注を次のように改める。

注 広告物等に関しては、補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しておくこと。

様式第三号の注を次のように改める。

注 「（一級建築士・二級建築士・屋外広告士）」は、堅固な広告物等の場合のみ該当する資格を○で囲むこと。

様式第五号中

住所（ ） 電話（ ）
氏名 印

を

住所（ ） 電話（ ）
氏名

に改め、注4を削る。

様式第七号の三の注を次のように改める。

注 ※のある欄は記入しないこと。

様式第九号の注を次のように改める。

注 大田県親協定書の写しを添付すること。

様式第十号の注3を削る。

様式第十三号（第二紙）中「（健康保険被保険者証の写し等）」を削り、注8を削る。

様式第十三号の二の注を次のように改める。

注 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」は、該当するものを○で囲むこと。

様式第十四号の注4を削る。

様式第十五号の注3を削る。

様式第十五号の二の注を次のように改める。

注 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。

様式第十六号の注4を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

福岡県訓令第3号

本 庁

出先機関

障がいや理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令を次のように改める。

令和八年三月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令

障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成二十八年一月福岡県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「福祉労働部」を「福祉こども政策部」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第三号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

附則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則（令和七年福岡県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の十四」を「百分の十三」に改め、附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とする。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第二号中「以上」を「以上（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年齢百五十万円以上）」に改める。

第十二条の十四中「及び」を「又は」に、「次の各号の一に該当する」を「住居、通

勤経路、通勤方法若しくは県職員給与条例第十三条の四第五項、警察職員給与条例第十二条の四第五項及び学校職員給与条例第十三条の四第五項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつた」に改め、同条各号を削る。

第十二条の十五中「の提示」の下に「又は第十二条の十九の二に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第十二条の十九の次に次の三条を加える。

（駐車場等の要件）

第十二条の十九の二 県職員給与条例第十三条の四第五項、警察職員給与条例第十二条の四第五項及び学校職員給与条例第十三条の四第五項の人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する自動車等の駐車のための施設とする。

一 勤務公署の周辺又は第十二条の十五の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車等を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者若しくは県職員給与条例第十二条第二項、警察職員給与条例第十一条第二項及び学校職員給与条例第十二条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第十二条の十九の三 県職員給与条例第十三条の四第五項、警察職員給与条例第十二条

の四第五項及び学校職員給与条例第十三条の四第五項の人事委員会規則で定める職員は、第十二条の二十一第二号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第十二条の十九の四 県職員給与条例第十三条の四第五項、警察職員給与条例第十二条の四第五項及び学校職員給与条例第十三条の四第五項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合には、五千円）とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

第十二条の二十一第二号中「距離対応額」の下に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に第十二条の十九の四に定める額（以下「駐車場等相当額」という。）を加算した額）」を加え、同条第三号中「距離対応額」の下に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に駐車場等相当額を加算した額）」を加える。

第十二条の二十四第二項中「距離対応額」の下に「及び駐車場等相当額」を加える。
第十二条の二十五の二第一項中「第十三条の四第五項」を「第十三条の四第六項」に、「第十二条の四第五項」を「第十二条の四第六項」に改め、同項第二号中「第十二条の十四第二号に該当する」を「住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される」に改める。
様式第四号を次のとおり改める。

様式第4号 (第12条の14関係)

1号紙

通 勤 届

年 月 日提出

| | | | |
|------|--|-------|------------|
| 任命権者 | | 勤務公署名 | |
| 殿 | | 所在地 | |
| 職名 | | 氏名 | (記名押印又は署名) |
| 住居 | | | |

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第12条の14の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

- 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
- 住居の変更
- 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等
- 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更 (届出の理由が生じた日)
- その他 () 年 月 日

| 順路 | 通勤方法の別 | 区 間 | 距離 | 所要時間 | 乗車券等の種類 | 左欄の乗車券等の額 | 駐車場の所在地 | 駐車場の料金 | 駐車場の利用形態 | 備考 |
|----|--------|----------------|----|------|---------|-----------|---------|--------|----------|----|
| 1 | | 住居 から(経由) まで | km | 分 | | 円 | | 円 | | |
| 2 | | から() まで | . | | | | | | | |
| 3 | | から() まで | . | | | | | | | |
| 4 | | から() まで | . | | | | | | | |
| 5 | | から() まで | . | | | | | | | |
| | | から() まで | . | | | | | | | |

| | | | |
|------------------------|------------------------------------|----|----------|
| 自動車等の使用距離 | km | km | |
| 他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等 | 総通勤距離が2km未満の場合交通機関等又は自動車等を利・使用する理由 | | 総通勤距離 km |
| | | | 総所要時間 分 |

記入上の注意

- 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 2 「勤務公署名」欄には、本庁にあつては部課名、出先機関にあつては出先機関名を記入する。
- 3 「届出の理由」欄中「通勤経路、方法又は駐車場等の変更等」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。
- 4 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 5 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(〇簡月定期、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。
- 6 「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等(〇簡月定期、〇枚綴回数券、優待乗車券等)の額を記入する。
- 7 「駐車場の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地(〇市〇丁目〇番〇号等)を記入する。
- 8 「駐車場の料金」欄には、実際に負担する額(駐車の都度その料金を支払う場合等の場合は1回の利用額)を記入する。
- 9 「駐車場の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い(〇簡月)、1回払い、回数券(〇枚綴り〇円)等の別を記入する。
- 10 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 11 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 12 「自動車等の使用距離」欄には、自動車等使用者にあつては住居(建物)の出入口から勤務公署の庁舎の出入口までの距離を、併用者にあつては住居(建物)若しくは勤務公署の庁舎の出入口から交通機関の利用駅(停留所を含む。以下同じ。)の出入口まで又は交通機関の利用駅の出入口から交通機関の利用駅の出入口までの距離を記入する。なお、併用者において自動車等の使用距離区分が2以上ある場合は、それぞれの自動車等の使用距離を記入する。

【県職員給与条例第13条の4第3項及び第4項、警察職員給与条例第12条の4第3項及び第4項並びに学校職員給与条例第13条の4第3項及び第4項の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）】

- 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

| | | | |
|----------------|-------|------------------|-------|
| ※ 現公署への異動発令年月日 | 年 月 日 | ※ 異動等前の住居への入居年月日 | 年 月 日 |
| ※ 異動等の直前の住居 | | ※ 現住居への入居年月日 | 年 月 日 |

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の経路及び方法等

| 順路 | 通勤方法の別 | 区 間 | 距 離 | 所 要 時 間 | 乗 車 券 等 の 種 類 | 左 欄 の 乗 車 券 等 の 額 | 備 考 |
|----|--------|---------------|-----|---------|------------------|----------------------|-----|
| 1 | | 住居 から(経由) まで | km | 分 | | 円 | |
| 2 | | から() まで | . | | | | |
| 3 | | から() まで | . | | | | |
| 4 | | から() まで | . | | | | |
| 5 | | から() まで | . | | | | |
| | | から() まで | . | | | | |

| | | |
|------------------------|-------|----|
| 他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等 | 総通勤距離 | km |
| | 総所要時間 | 分 |

記入上の注意

- 1 ※欄は、 1 にレ印を付した職員のみ記入すること。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。

年 月 日受理

(裏)

通勤経路の略図（経路朱線）

（通勤距離 3 km未満の場合は、詳細に記入すること。）

摘 要

記入上の注意

県職員給与条例第13条の4第3項及び第4項、警察職員給与条例第12条の4第3項及び第4項並びに学校職員給与条例第13条の4第3項及び第4項の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）については、新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤経路を併せて記入する。

2号紙

| 確認及び決定欄 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------|-----------------------|---------|--------|-------------------------------------|-------|----------------|--------------------------|----------------|--|----------------|
| 順序 | 算出の基礎となる交通機関等 | | 定期回数その他 | 乗券の算出基礎 | 運賃等の額 | 運賃等の額 | 運賃改正日 | | 運賃改正日 | | 運賃改正日 | |
| | 交通機関の名称 | 利用区間 | | | | | 算出基礎 | 運賃等の額 | 算出基礎 | 運賃等の額 | 算出基礎 | 運賃等の額 |
| 1 | | | | | 円 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | 円 | | | | | 円 | | |
| 自動車等の額 (自動車等の使用距離・km) (自動車等の使用距離・km) | | | | | 円 | 距離対応額改正 年月日 | 円 | 距離対応額改正 年月日 | 円 | 距離対応額改正 年月日 | 円 | 距離対応額改正 年月日 |
| 併用者の額(運賃等相当額と自動車等の額の合計額、運賃等相当額又は自動車等の額) | | | | | 円 | | 円 | | 円 | | 円 | |
| 順序 | 算出の基礎となる交通機関等 | | 定期回数その他 | 乗券の算出基礎 | 特別料金の額 | 特別料金の額 | 運賃改正日 | | 運賃改正日 | | 運賃改正日 | |
| | 交通機関の名称 | 利用区間 | | | | | 算出基礎 | 特別料金等の額 | 算出基礎 | 特別料金等の額 | 算出基礎 | 特別料金等の額 |
| | | | | | 円 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 特別料金等の額の総額 | | | | | 円 | | | | | 円 | | |
| 使用する等 | 算出の基礎となる駐車場等 | | 1箇月当たりの駐車場の料金の額に相当する額 | | | 1箇月当たりの平均通勤所要回数(規則第12条の19の4第1号ハの場合) | | | 備考(回数券等の場合の駐車場の料金の算出基礎等) | | | |
| | 駐車場の利用形態 | 駐車場の料金 | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 1箇月当たりの駐車場の料金の額に相当する額の合計 | | | | | | | | | | | | |
| 駐車場等に係る通勤手当の額(上限5,000円) | | | | | | 駐車場の認定期間 | | | 決定事項(手当額の決定) | | 規則第12条の19の4 <input type="checkbox"/> 第1号イ <input type="checkbox"/> 第1号ロ <input type="checkbox"/> 第1号ハ(1箇月当たりの平均通勤所要回数回) <input type="checkbox"/> 第2号 | |
| 決定事項 | 該当・非該当の別 | | 支給の始期等 | | 通勤手当の額 | | 算出基礎 | | 摘要 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自動車等使用 <input type="checkbox"/> 交通機関等と自動車等の併用 <input type="checkbox"/> 新幹線鉄道等利用 <input type="checkbox"/> 駐車場等利用 <input type="checkbox"/> 夜間勤務 <input type="checkbox"/> 非該当理由 | | | 年 | 月 | 日 | から | | | | | |
| | | | | 年 | 月 | 日 | まで | | | | | |
| | | | | 年 | 月 | 日 | から | | | | | |
| | | | | 年 | 月 | 日 | まで | | | | | |
| | | | | 年 | 月 | 日 | から | | | | | |
| | | | | 年 | 月 | 日 | まで | | | | | |
| | | | | 年 | 月 | 日 | から | | | | | |
| | | | | 年 | 月 | 日 | まで | | | | | |
| | | 年 | 月 | 日 | まで | | | | | | | |
| 上記のとおり確認し、決定する。 | | | 年 | 月 | 日 | 決裁 | | | | | | |

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用しての職員の出欠)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年福岡県条例第三十九号)第一条による改正後の福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)第十三条の四第五項(以下「改正後の県職員給与条例第十三条の四第五項」という。)、福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年福岡県条例第四十九号)第二条による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)第十三条の四第五項(以下「改正後の学校職員給与条例第十三条の四第五項」という。))及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年福岡県条例第五十号)による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)第十二条の四第五項(以下「改正後の警察職員給与条例第十二条の四第五項」という。))に規定する「駐車場等」をいう。)を利用しての職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において改正後の県職員給与条例第十三条の四第五項、改正後の学校職員給与条例第十三条の四第五項又は改正後の警察職員給与条例第十二条の四第五項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この規則による改正後の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第十二条の十四の規定の例により、その実情を届け出なければならぬ。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にある旧書式による通勤届の用紙は、なお、当分の間、これを繕つて使用することができる。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の部第二十二項第八号の次に次の四号を加える。

8の2 第十二条の十九の二第一号の規定により、「人事委員会が定める経路」を定めること。

8の3 第十二条の十九の二第三号の規定により、「人事委員会が定める施設」を定めること。

8の4 第十二条の十九の二第二項の規定により、駐車場等に係る手当を支給しないことが著しく不相当であると認めると及び「人事委員会が別に定める要件」を定めること。

8の5 第十二条の十九の四第一号ハの規定により、「人事委員会が定める額」を定めること。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。